

令和7年5月16日

3年保護者様

荒川区立第一中学校長
小柴 憲一

修学旅行の際に医療機関を受診するときのための準備のご協力依頼について

本校では昨年度まで、移動教室や修学旅行などの宿泊行事でお子さんがけがをした、あるいは発熱したなどの理由により医療機関を受診する際、ご家庭に電話連絡をして保険証を宿泊施設にファックス送信していただき対応していました。

しかし、昨年12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されています。ただし、子どもたちにマイナンバーカードを持参させることは困難であることから、厚生労働省と文部科学省が協議をし、令和6年3月1日付で「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認について(周知)」を発出いたしました。

その中で、以下の Q&A を示しています。

Q 現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参させることが容易ではない場合において、保険証廃止後はどのように対応すればよいか。

A ○ 12月2日に健康保険証の新規発行が終了した後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となります。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナンバーカードを持参することが考えられます。

○ ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることは妨げられません。

○ こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分(3割分等)を支払います。

他方、上記のいずれによる確認も行えない場合には、原則として、一旦医療費の全額(10割)をお支払いいただき、後日、資格確認ができた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることとなります。

つきましては、本校では、「マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物、もしくは資格情報のお知らせを自宅で準備しておいて、必要となったときに宿泊施設にFAX送信する」こととします。

したがって、①マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印

刷物、もしくは②資格情報のお知らせは各ご家庭で用意しておいていただきたく存じます。

①につきましては、スマートフォンのマイナポータルのアプリにより、マイナンバーカードから読み取ってPDFファイルをダウンロードすることができますので、それをプリントアウトすれば準備できます。

②につきましては、全国健康保険協会が令和6年9月から順次送付しておりますので、それを保管しておいてください。

学校としては、けがをしないように安全管理をするとともに、ご家庭でも事前の健康観察を十分にされることと思いますが、万が一に備えてご準備のご協力をお願い申し上げます。

【担当】荒川区立第一中学校 副校長 小林 美帆

TEL:03-3891-8354